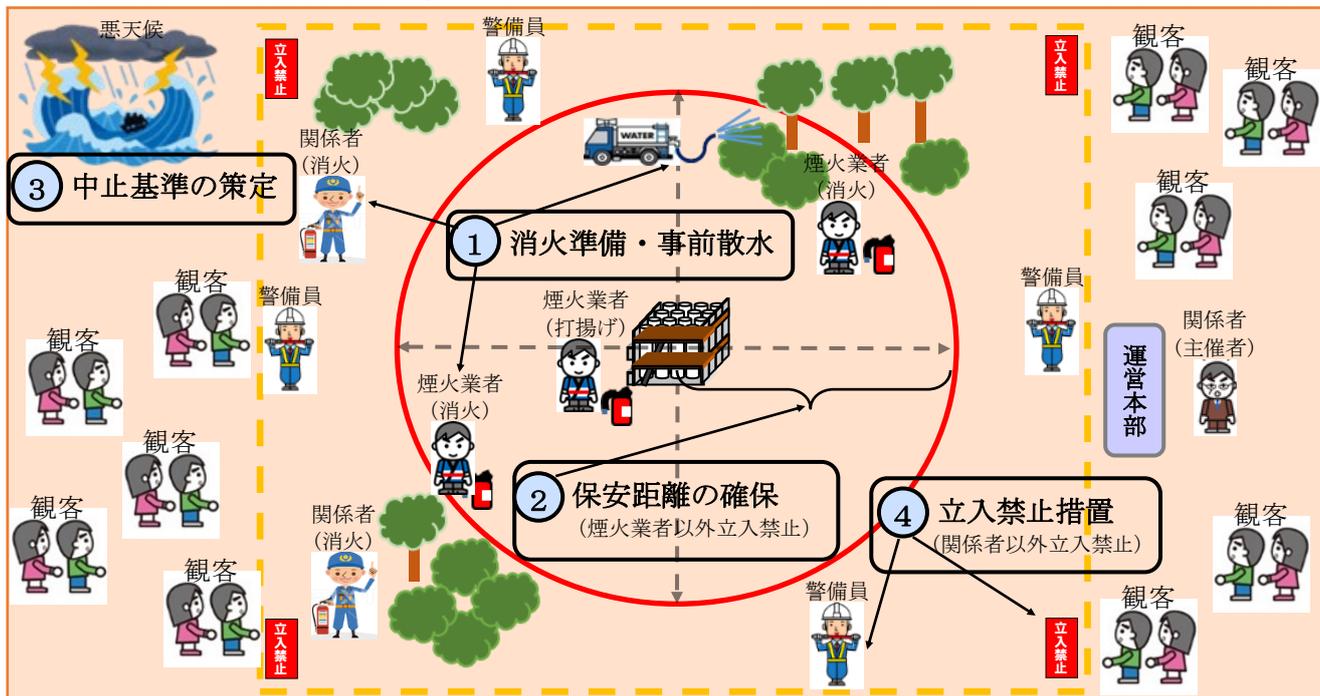


煙火消費の指導基準概要

火薬類取締法施行規則第56条の4で定められた基準に基づく主な指導の概要



① 消火用水を備え、保安距離内に可燃物がある場合は散水等の措置を講じる。
 水バケツや消火器を筒場や燃焼のおそれがある場所に配置し、消費場所付近に可燃物がある場合は、できる限り事前散水又は除去する等、火災の発生防止に努めてください。

② 煙火の設置場所は、煙火の種類及び重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離（保安距離）を確保する。

保安距離の例 打揚煙火…2.5号玉（直径7.5cm）以下の場合、打揚地点から半径100m以上
 仕掛煙火…火の粉等の到達する高さ又は飛散距離（水平距離）の大なる方の数値の1.5倍以上

③ 煙火消費の際に、悪天候等により危険が発生するおそれのある場合は中止する。
 混乱回避のため、主催者があらかじめ中止基準を定めておいてください。
 当日は、気象状況の変化に十分注意を払い、観客の安全を最優先した判断をしてください。

主な事象 強風時、大雨時、落雷のおそれがある時、火災警報発令時等

④ フェンスや警備員等を配置し、関係人以外の危険区域内への立入禁止措置を講じる。
 あらかじめ保安距離よりも大きく危険区域を設定してください。

上記以外にも打揚筒の確実な固定、火気管理、盗難予防等、様々な基準があります。花火大会等の主催者は煙火業者と協力し、事故なく安全に消費できるよう、法令の遵守を徹底してください。

その他、ご不明な点がございましたら下記の連絡先へお問い合わせください。



大阪市消防局 予防部 規制課 保安担当
 〒550-8566 大阪市西区九条南1-12-54 TEL 06-4393-6266
<https://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000562629.html>

